

## 日比谷公園大音楽堂の音楽会利用の拡大について（試行）

日頃より、大音楽堂をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、東京都では、大音楽堂のさらなる利用促進を図りつつ、築40年を迎え老朽化が進んでいる施設の再整備を見据え、整備後の利用ルール内容を検討していくため、近隣施設等への配慮をしつつ、令和4年3月より音楽会利用可能日の拡大を試行で行っております。令和6年度以降も引き続き下記のとおり試行を行いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 試行の内容について（詳細は別紙「試行の内容について」のとおり）

- ・ 音楽会の利用可能日を、現行ルールの4月～10月の土・日・祝日から、通年の土・日・祝日とします。
- ・ 土曜日の音出しの時間帯を、現行ルールの15時以降から、日・祝日と合わせて12時以降とします。

#### 2 音楽会利用拡大の試行対象期間について

（音楽会開催可能日の拡大）

令和6年11月・12月、令和7年1月・2月・3月の土・日・祝日

（土曜日の音出しの時間帯）

令和6年11月～令和7年9月までの実施分

#### 3 受付方法について

##### ○ 令和6年11月・12月、令和7年1月分

- ・ 音楽会の利用は令和6年2月2日～11日（9～17時）の間に大音楽堂事務所へ来館いただき、受付手続きを行ってください。競合した場合は、令和6年2月20日14時から大音楽堂事務所内又は楽屋にて抽選会を行います。
- ・ 集会の利用については、令和6年2月1日（9～17時）に大音楽堂事務所へ来館いただき、受付手続きを行ってください。競合した場合は、令和6年2月5日14時から大音楽堂事務所内又は楽屋にて抽選会を行います。

##### ○ 令和7年2月以降

- ・ 音楽会の利用は、使用を希望する月の12ヶ月前の2日～11日（9～17時）の間に大音楽堂事務所へ来館いただき、受付手続きを行ってください。競合した場合は、その月の20日14時から大音楽堂事務所内又は楽屋にて抽選会を行います。
- ・ 集会の利用は、4月～10月は使用する月の6ヶ月前の1日（9～17時）、11月～3月は使用する月の12か月前の1日（9～17時）に大音楽堂事務所へ来館いただき、受付手続きを行ってください。競合した場合は、その月の5日14時から大音楽堂事務所内又は楽屋にて抽選会を行います。

#### 【お問い合わせ先】

日比谷公園大音楽堂管理事務所

電話 03-3591-6388

## 試行の内容について

日比谷公園大音楽堂の音楽会利用拡大の試行に関する内容は、原則として以下のとおりです。

		現行ルール (令和4年2月まで)	試行ルール (令和4年3月から)
①受付開始日	音楽会	使用する月の前12か月の2～11日	左記に同じ ※令和6年11月、12月、令和7年1月分については、 令和6年2月2～11日
	集会	使用する月の前6か月の1日	(4月から10月) ・使用する月の前6か月の1日 <u>(11月から3月)</u> ・ <u>使用する月の前12か月の1日</u> ※令和6年11月、12月、令和7年1月分については、 令和6年2月1日
②使用者の決定方法	音楽会	使用する月の前12か月の20日に抽選	左記に同じ ※令和6年11月、12月、令和7年1月分については、 令和6年2月20日
	集会	使用する月の前6か月の5日に抽選	(4月から10月) ・使用する月の前6か月の5日に抽選 <u>(11月から3月)</u> ・ <u>使用する月の前12か月の5日に抽選</u> ※令和6年11月、12月、令和7年1月分については、 令和6年2月5日
③空き日程受付	音楽会	使用する月の前12か月の26日から先着順	左記に同じ ※令和6年11月、12月、令和7年1月分については、 令和6年2月26日から先着順
	集会	使用する月の前6か月の2日から先着順	(4月から10月) ・使用する月の前6か月の2日から先着順 <u>(11月から3月)</u> ・ <u>使用する月の前12か月の26日から先着順</u> ※令和6年11月、12月、令和7年1月分については、 令和6年2月26日から先着順
④利用日の制限	音楽会	4月から10月の土日祝のみ利用可能	<b>年間を通じて土日祝日のみ利用可能</b>
	集会	なし	左記に同じ
⑤音出し時間の制限	音楽会	土曜日は15時以降、日・祝日は12時以降	<b>土日祝日は、12時以降</b>
	集会	なし	なし